

茨城県議会基本条例（平成24年茨城県条例第90号）新旧対照表（案）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>（中略）</p> <p>第2章 議会の役割及び運営（第3条—<u>第11条の2</u>）</p> <p>（中略）</p> <p>第6章 議会改革<u>等</u>（第28条—<u>第29条の2</u>）</p> <p>（以下略）</p> <p>（議会の役割）</p> <p>第4条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><u>（削る。）</u></p> <p>（本会議及び委員会）</p> <p>第6条 ～ 3 （略）</p> <p>4 <u>前3項</u>に定めるもののほか、本会議の運営並びに委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）の設置及び運営については、茨城県議会会議規則（昭和35年茨城県議会規則第1号）及び茨城県議会委員会条例（昭和35年茨城県条例第46号）の定めるところによる。</p> <p>5 （略）</p> | <p>目次</p> <p>（中略）</p> <p>第2章 議会の役割及び運営（第3条—第<u>11</u>条）</p> <p>（中略）</p> <p>第6章 議会改革__（第28条・<u>第29</u>条）</p> <p>（以下略）</p> <p>（議会の役割）</p> <p>第4条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><u>（6） 県民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、県民及び地域の状況を的確に把握し、知事等に速やかに必要な要請を行うこと。</u></p> <p>（本会議及び委員会）</p> <p>第6条 ～ 3 （略）</p> <p>4 <u>前各項</u>に定めるもののほか、本会議の運営並びに委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）の設置及び運営については、茨城県議会会議規則（昭和35年茨城県議会規則第1号）及び茨城県議会委員会条例（昭和35年茨城県条例第46号）の定めるところによる。</p> <p>5 定（略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(議会への説明等)</p> <p>第 25 条 知事等は、次に掲げる<u>とき</u>は、議会に対し、事前にその内容を説明する_____ものとする。</p> <p>(1) 予算を調製したとき。</p> <p>(2) 県政に係る基本計画、<u>県民生活に重要な影響を及ぼすような条例その他の重要な政策又は施策について</u>、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、又は変更したとき。</p> <p>2 知事等は、<u>予算の調製及び前項第 2 号の</u>_____重要な政策又は施策の作成<u>又は</u>_____変更にあたっては、これらに関連する議会の<u>政策立案等</u>の趣旨を尊重するものとする。</p> <p>第 6 章 議会改革<u>等</u></p> <p><u>(情報通信技術の活用)</u></p> <p><u>第 29 条の 2 議会は、情報通信技術を積極的に活用することにより、議会活動の充実を図るものとする。</u></p> | <p>(議会への説明等)</p> <p>第 25 条 知事等は、次に掲げる<u>場合</u>は、議会に対し、事前にその内容を説明する<u>よう努める</u>ものとする。</p> <p>(1) 予算を調製したとき。</p> <p>(2) 県政に係る基本計画<u>等</u>_____の重要な政策又は施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、又は変更したとき。</p> <p>2 知事等は、_____ <u>県政に係る基本計画等の</u>_____重要な政策又は施策の作成<u>若しくは</u>_____変更にあたっては、これらに関連する議会の<u>政策提言</u>_____の趣旨を尊重するものとする。</p> <p>第 6 章 議会改革__</p> <p><u>(新設)</u></p> |